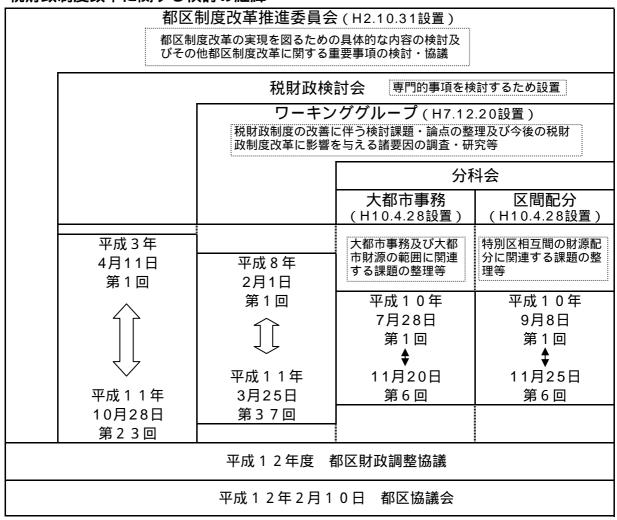
# 都区検討会の検討状況

目 次

		ペ	ーシ				
1	税財政制度に関する都区間の検討の経緯等・・・・・・	•	1				
2	都区協議会 (12.2.10) で確認した主要 5 課題について・	•	2				
3	各検討会の検討課題と論点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	3				
4	都区検討会の検討状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	4				
3	*考 都と特別区、都道府県と市町村に関する規定の対比・	•	7				
	都と特別区との役割分担と財源配分について						
	国会答弁にみる都区制度改革の趣旨・・・・	•	9				
	都と特別区の分担関係と財源・・・・・・・・・	•	12				

## 税財政制度に関する都区間の検討の経緯等

### 1 税財政制度改革に関する検討の経緯



平成12年3月31日 都区制度改革推進委員会 解散

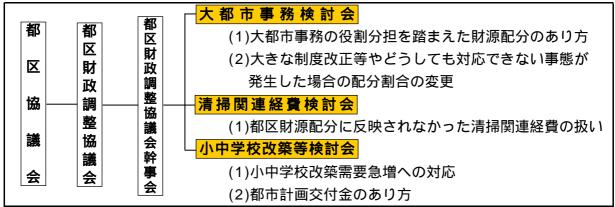


新しい都区財政調整制度

#### 2 平成12年2月10日の都区協議会での確認事項

清掃事業の特例的対応が終了する平成17年度までに、検討すべき課題として、5項目について、都区双方で確認した。

## 3 5項目の確認事項の検討組織「都区検討会」(H15.3.20設置)



## 都区協議会(12.2.10)で確認した主要5課題

1 今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議する。

今回財源配分に反映させない経費(財調の財源配分には反映されないが、清 掃事業移管に伴って、都が財調外で負担するとした経費)

・職員費等の別途交付金

76 億円

・清掃工場建設に伴う地元還元施設に対する補助金 35 億円

・派遣職員の退職手当

105 億円

・清掃工場建設等に要した既発債償還経費

529 億円

合計 745億円

(財調の率に換算して約5%)

- 2 今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて 協議する。
- 3 今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等 を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配 分のあり方については、今後協議する。

#### 大都市事務

特別区の存する区域において、区税、市町村税相当の都税等、いわゆる「市町村財源」を充当する事務。このうち、地方自治法第281条の2第1項に基づいて、大都市地域における行政の一体性・統一性の確保の観点から都が一体的に処理する事務を、「都が行う大都市事務」といっている。

- 4 都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- 5 清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直 しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対 応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

## 都区検討会の検討事項(課題と論点)

	課是	夏1	都区の大都市事務の役割分担及び大都市事務の考え方
大都	<b>論</b> 点	1 2 3	都区の大都市事務の役割分担のあり方 都が行う大都市事務の考え方・範囲 役割分担を踏まえた財源配分のあり方
市事務	課是	夏2	調整税の配分割合の決定方法
検討	ء ॥	1 2	配分割合の決定方法 平成 18 年度の配分割合に反映すべき要素
会 	課是	夏3	調整税の配分割合の変更
	論点	1 2	配分割合の変更事由となる都区の役割分担等の変更程度 配分割合を変更する場合の具体的方法

		1 都が財調外で負担している経費(派遣職員職員費等の一部、地元還元施設補助金、派		
清		遣職員退職手当、既発債償還経費)の取扱い		
掃	論	(1) 各経費及び財源の18年度以降の取扱い		

2 都が財調外で負担している経費(4経費)以外の財源配分に反映されていない経費の

関

連

経

曹

検

課題1

点

取扱い (1) 灰溶融施設関連経費及び中継施設の改築・大規模改修経費

(2) その他の経費 上記2については実施状況等を把握するため、都区共同調査を実施する。

討

会

点

課題2 18年度以降の財調算定の取扱い

決算分析による現行算定の検証 論

> 18年度以降の将来需要推計とその取扱い 2

点 実施状況等を把握するため、都区共同調査を実施する。

財源配分に反映されていない経費の取扱い

#### 課題1 小中学校改築需要急増への対応 小 改築需要の実態及び今後の見込と現行算定の検証・評価 論 1 中 2 将来需要の取扱い 学 上記1については、実施状況及び今後の所要額等を把握するため、都区共同調査 校 点 を実施する。 改 築 課題 2 都市計画交付金のあり方 等 検 1 都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画税の配分 討 論

(1) 都区双方の都市計画事業の実施状況の捉え方

(2) 実施状況等を勘案した都市計画交付金のあり方

2 都市計画交付金の今後のあり方

(1) 現行の都市計画交付金における課題の検討

(2) 課題等を勘案した都市計画交付金のあり方

# 大都市事務検討会の検討状況

開催年月日	検 討 内 容 及 び 結 果
第1回 (合同会) H15.3.20	(主な議論の内容) ・検討会の運営方法の確認 ・5項目に関する検討経緯の確認 ・5項目に関する協議内容の確認 ・都区双方から今後の検討に向けた基本的な考え方の説明
<b>第 2 回</b> H15.8.5	(主な議論の内容) ・大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方に関して、都区双方から本検討会において議論すべき課題を持ち寄り、意見交換を行った。 ・今後のスケジュールの案について、都区双方から説明を行った。 (検討結果) ・大都市事務の役割分担について十分に議論を行い、その上で財源配分のあ
	り方について議論することについて、都区双方が大筋で一致した。 ・今後の検討会においては、基本的に今回都区双方から提案した課題を整理 し、検討していくこととした。
第 3 回 H15.11.17	(主な議論の内容) ・都区の大都市事務の役割分担及び大都市事務の考え方について、議論を行った。
	(検討結果) ・今回の議論は内容が多岐にわたるため、次回の検討会で都区双方の一致項目、不一致項目の確認等を行うこととした。
<b>第 4 回</b> H16. 2.20	(主な議論の内容) ・都区の大都市事務の役割分担及び大都市事務の考え方について、前回の議論の確認と追加質疑を行い、現時点における都区の考え方を整理した。 ・調整税の配分割合の決定方法及び配分割合の変更について、都区双方の考え方を説明し、議論を行った。
	<ul><li>(検討結果)</li><li>・さまざまな意見があったので、一致、不一致の確認について、都区で整理することとした。</li><li>・次回は、これまでの議論と都区の考え方の整理等を踏まえ、より具体的な議論を行うこととした。</li></ul>

# 清掃関連経費検討会の検討状況

開催年月日	検 討 内 容 及 び 結 果
第1回 (合同会) H15.3.20	(主な議論の内容) ・検討会の運営方法の確認 ・5項目に関する検討経緯の確認 ・5項目に関する協議内容の確認 ・都区双方から今後の検討に向けた基本的な考え方の説明
<b>第 2 回</b> H15. 7.28	(主な議論の内容) ・本検討会において検討すべき検討課題及び論点について、都区双方から考 え方が示された。
	<b>(検討結果)</b> ・都区双方が、互いの案を持ち帰って、内容を精査し、次回の検討会で改めて議論することとした。
<b>第 3 回</b> H15.11.5	(主な議論の内容) ・都区双方が内容を精査した検討課題及び論点について議論した。
піз. і і .	<ul> <li>(検討結果)</li> <li>・検討課題及び論点とすることに、双方の主張が概ね一致している事項(4 経費に関する検討)については、次回以降、検討を進めていくことで、都区双方が一致した。</li> <li>・検討課題及び論点とすることに、双方の主張が一致しない事項の都側提案の「決算分析による現行清掃費の検証及び4経費以外の経費の取扱い」と、区側提案の「灰溶融施設関連経費及び中継施設改築・大規模改修経費の取扱い」については、都区財政調整協議会幹事会でその取扱いを協議することとした。</li> </ul>
都区財政調整協議会幹事会第3回 H15.12.26	(清掃関連経費検討会における検討課題の取扱いの協議結果) ・都が財調外で負担するとした経費(派遣職員職員費等の一部、地元還元施設補助金、派遣職員退職手当、既発債償還経費)の取扱いの検討を優先して行い、その後に、都案の「財源配分に反映されなかった経費のうち4経費以外の経費の取扱い」「決算分析による現行算定の検証」及び「18年度以降の将来需要の推計とその取扱い」、並びに区案の「灰容融施設関連経費の取扱い」及び「中継施設の改築・大規模改修経費の取扱い」について検討することとし、清掃関連経費検討会の検討課題とする。
第 <b>4 回</b> H16. 3.26	(主な議論の内容) ・都区財政調整協議会での整理を踏まえ、検討課題とスケジュールについて確認した。 ・財源配分に反映されていない経費の取扱いについて、都区双方の考え方を説明し、議論を行った。
	(検討結果) ・さまざまな意見があったので、一致、不一致の確認について、都区で整理することとした。 ・都区共同調査については、都区で内容を詰め、早期に実施することとした。

# 小中学校改築等検討会の検討状況

開催年月日	検 討 内 容 及 び 結 果
第 1 回 (合同会) H15. 3.20	(主な議論の内容) ・検討会の運営方法の確認 ・5項目に関する検討経緯の確認 ・5項目に関する協議内容の確認 ・都区双方から今後の検討に向けた基本的な考え方の説明
<b>第 2 回</b> H15. 7.28	(主な議論の内容) ・本検討会において検討すべき検討課題及び論点について、都区双方から考 え方が示された。
	(検討結果) ・「小中学校改築」については、現行算定内容で改築需要急増に対応できるかどうかについて、実施状況調査等を行い、検証し、現行算定の評価を行う。その結果を踏まえ、将来需要の取扱いをどうするかを検討することとした。・「都市計画交付金」の論点については、次回、再度議論することとした。
<b>第 3 回</b> H15.11.7	(主な議論の内容) ・「小中学校改築」については、実態調査項目を確定し、その他、調査以外の2つの論点について、区側の考え方の説明を行った。 ・「都市計画交付金」について、前回に引き続き、都区双方が検討すべきものとしてあげた課題や項目について議論した。
	(検討結果) ・「小中学校改築」については、調査以外の2つの論点について、次回以降、引き続き検討していくこととした。 ・「都市計画交付金」については、検討課題を都市計画交付金のあり方とし、論点については、これまで都側、区側それぞれが主張してきた内容について、次回以降議論していくこととした。
第 <b>4 回</b> H16. 3.26	(主な議論の内容) ・「小中学校改築」については、これまでの都区双方の考え方を確認するとともに、都区共同調査の集計結果について、事務局から説明を受けた。 ・「都市計画交付金」については、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画税の配分について、都区双方の考え方を説明し、議論を行った。
	(検討結果) ・「小中学校改築」については、次回以降、都区共同調査の集計結果を都区双方がそれぞれ分析し、議論することとした。 ・「都市計画交付金」については、さまざまな意見があったので、双方が示した考え方について、都区で整理することとした。

## 都と特別区、都道府県と市町村に関する規定の対比

都と特別区に関する規定 都道府県と市町村に関する規定 地方自治法 地方自治法 (都と特別区との役割分担の原則) 第二条 第二百八十一条の二 都は、特別区の存する 5 都道府県は、市町村を包括する広域の 区域において、特別区を包括する広域の地方公|地方公共団体として、第二項の事務で、広域に 共団体として、第二条第五項において都道府県|わたるもの、市町村に関する連絡調整に関する が処理するものとされている事務及び特別区に|もの及びその規模又は性質において一般の市町 関する連絡調整に関する事務のほか、同条第三|村が処理することが適当でないと認められるも 項本文において市町村が処理するものとされて一のを処理するものとする。 いる事務のうち、人口が高度に集中する大都市 地域における行政の一体性及び統一性の確保の 観点から当該区域を通じて都が一体的に処理す ることが必要であると認められる事務を処理す るものとする。 特別区は、基礎的な地方公共団体として、 市町村は、基礎的な地方公共団体とし 3 前項において特別区の存する区域を通じて都が|て、第五項において都道府県が処理するものと されているものを除き、一般的に、前項の事務 一体的に処理するものとされているものを除 き、一般的に、第二条第三項において市町村が┃を処理するものとする。ただし、第五項に規定 処理するものとされている事務を処理するもの する事務のうち、その規模又は性質において-般の市町村が処理することが適当でないと認め とする。 られるものについては、当該市町村の規模及び 能力に応じて、これを処理することができる。 都及び特別区は、その事務を処理するに 都道府県及び市町村は、その事務を処 6 当たつては、相互に競合しないようにしなけれ「理するに当つては、相互に競合しないようにし ばならない。 なければならない。 地方自治法 地方交付税法 (特別区財政調整交付金) (この法律の目的) **第二百八十二条** 都は、都と特別区及び特別 第一条 この法律は、地方団体が自主的にそ 区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執 の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するた 行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化 め、政令の定めるところにより、条例で、特別 を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を 区財政調整交付金を交付するものとする。 通じて地方行政の計画的な運営を保障すること によつて、地方自治の本旨の実現に資するとと もに、地方団体の独立性を強化することを目的

とする。

前項の特別区財政調整交付金とは、 地方税法第五条第二項 に掲げる税のうち 同法第七百三十四条第一項 及び第二項第三号 の規定により都が課するものの収入額に条例で | くその行うべき事務を遂行することができるよ 定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしく|うに国が交付する税をいう。 その行うべき事務を遂行することができるよう に都が交付する交付金をいう。

- 3 都は、政令の定めるところにより、第1項 の特別区財政調整交付金に関する事項について 総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、必要があると認めるときは、 第1項の特別区財政調整交付金に関する事項に ついて必要な助言又は勧告をすることができ る。

#### (都区協議会)

理について、都と特別区及び特別区相互の間の方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出るこ |連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都||とができる。この場合において、市町村にあつ 区協議会を設ける。

2 前条第1項又は第2項の規定により条例をしてしなければならない。 制定する場合においては、都知事は、あらかじ|2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場 め都区協議会の意見を聴かなければならない。

(用語の意義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めるところによ

地方交付税 第六条の規定により算定し た所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税 のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとし

(都等の特例)

第二十一条 都にあつては、道府県に対する 交付税の算定に関してはその全区域を道府県 と、市町村に対する交付税の算定に関してはそ の特別区の存する区域を市町村と、それぞれみ なして算定した基準財政需要額の合算額及び基 準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需 要額及び基準財政収入額とする。

(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第二百八十二条の二 都及び特別区の事務の処 第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定 ては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由

> 合においては、これを誠実に処理するとともに、 その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十 三条の規定により意見を聴くに際し、報告しな ければならない。

## (参考資料)

## 都と特別区との役割分担と財源配分について - 国会答弁にみる都区制度改革の趣旨 -

#### 都区の役割分担の原則

-- 地方自治法

(都と特別区との役割分担の原則)

- 第二百八十一条の二 <u>都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共</u> <u>団体として、</u>第二条第六項において<u>都道府県が処理するものとされている事務</u>及び特別区に関する連絡調整に関する事務<u>のほか、同条第四項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。</u>
- 2 <u>特別区は、基礎的な地方公共団体として、</u>前項において特別区の存する区域を通じて都が 一体的に処理するものとされているものを除き、<u>一般的に、第二条第四項において市町村が</u> 処理するものとされている事務を処理するものとする。
- 3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たつては、相互に競合しないようにしなければ ならない。

-- 地方自治法

(都区協議会)

第二百八十二条の二 <u>都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の</u> 連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

2、3 (略)

#### 特別区は身近な行政を都に優先して行う

#### 都の「市町村事務」は限定される

都と特別区の役割分担、特に、都道府県としての都でなくて、市町村が処理する事務のうち都はどの部分を担うのか、こういうことにつきましては、今度の改正におきまして都と特別区の役割分担の原則を定めております。特別区の存する区域における行政の一体性、統一性の観点から、要するに、特別区の存する区域を通じて一体的に処理することが必要であるかどうか、必要であると認められる事務に限って都が限定的に事務を担当する、特別区はそれ以外のものを一般的に担う、こういう考え方でございます。鈴木行政局長(衆4/7、太田昭宏)

< 特別区を基礎的自治体として位置づけ、都から特別区への事務・権限と財源の移譲をして特別 区の自治権を拡充するという今回の法改正の趣旨は尊重されるべきで、大都市の一体性・統一性 の観点からの都が行う事務というのは、今後出てきたとしても非常に限定されたものになると思うがいかがかという趣旨の質問に対して > 今のお話の趣旨に沿いまして、<u>大都市の一体性、統一性の観点から都に留保される事務は限定的であるべき</u>だ、このように考えております。[鈴木行政局長(衆4/7、中島武敏)]

法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議によって決まる

まず、二百八十一条の二の、一体的に処理する必要がある事務かどうかということにつきましては、特別区が基礎的な地方公共団体として、一つは、一般的に市町村が処理する事務を処理するという観点、もう一つは、大都市行政の一体性、統一性の確保の観点、この二つを踏まえまして客観的に判断されるべきものでありますが、法令に根拠を要する事業につきましては、当該法令の趣旨、目的等を踏まえた上で、この原則の上に立って法令において明らかに規定する、こういうことになります。

なお、<u>法令に根拠のない一般公共事務</u>でございますが、それ<u>につきましては、</u>新たにこの<u>二百</u> <u>八十一条の二の役割分担の原則に沿って客観的に判断されるべきものでありますが、具体的には、都と特別区の間の協議によって決まってくる</u>、このように考えております。[鈴木行政局長(衆4/7、中島武敏)]

#### 都区の財源配分の原則

- 地方自治法

(特別区財政調整交付金)

- 第二百八十二条 都は、<u>都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保</u>するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。
- 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により<u>都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で持別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。</u>
- 3 都は、政令の定めるところにより、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について 自治大臣に報告しなければならない。
- 4 自治大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

地方自治法

(都区協議会)

第二百八十二条の二 (略)

- 2 前条第一項又は第二項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 (略)

特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分する 今回の法改正におきましては、具体的には二百八十二条の第二項でございますが、この都区財 <u>政調整制度は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する</u> <u>のだということを法律上明記</u>いたしておりまして、こういうことから申しますと、今委員がおっ しゃいましたような事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応いたしましても、 <u>こういう規定を置くことによりまして都区財政調整制度において財源保障がされる</u>ことになると 考えます。

具体的には、<u>この特別区に配分される割合が、もちろん事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応して変更されるということになると考えますので、そういう意味でも財源保障はされる</u>のではないかというふうに考えておる次第でございます。[二橋財政局長(衆4/2、畠山健治郎)]

#### 都に留保される事務の財源を都に留保する

〈都区財政調整制度は、特別区の財源保障とともに都が行う市町村事務の財源を保障するためのものと考えて良いのかという趣旨の質問に対して〉今回の改正で特別区は基礎的な地方公共団体として位置づけられることになりますが、なお、消防あるいは上下水道等の事務は法令で都に留保されることになります。この都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございまして、したがいまして、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。

そういうことから、<u>調整三税を原資とする都区財政調整制度が、それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源配分がされる</u>わけでございまして、そういう意味で、御指摘のとおり、都に留保される、一般であれば市町村が行う事務の財源としてこの調整三税の、要するに<u>都に留保される分がそういう財源保障の機能を持つ</u>ということでございます。[二橋財政局長(衆4/7、中島武敏)]

配分割合については都と特別区の「市町村事務」の分担に応じて、都区の協議に基づいて定める今回、都区財政調整制度の基本的な仕組みは存続されるわけでございますが、そのときに、いわゆる調整三税、これにつきましては法律で明確にするという形にいたしておりまして、これは、この制度自体の安定性あるいは特別区の財政運営の自主性といいますか、安定性を図る上でそのことが望ましいという趣旨で法律に書くということにいたしておるわけでございます。そのことで、かえって硬直的になりはしないかという御懸念でございますが、御案内のように、調整三税を最終的に都と特別区で、分担する市町村の仕事に応じてどういうように分けるかという調整割合、これは都区間の協議に基づいて条例で定めるということになるわけでございまして、今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていくものというように考えております。[二橋財政局長(衆4/7、石井紘基)]

いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることに なるわけでございますが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもそ の基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでござ いますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきた い、その結果で調整割合を定めていくということになろうかと思います。

自治省といたしましては、この都区財政調整制度の運用に当たりまして、今回の法改正の趣旨 も踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないように、地方自治法の二 百八十二条で、助言・勧告等を行うという規定が自治大臣にございます。そういうことによりま して適切に対応してまいりたいというふうに考えております。[二橋財政局長(衆4/7、太田 昭宏)]

#### 都道府県財源で対応

市町村財源で対応

(都税として徴収する市町村税等

- 特別区財政調整交付金
  - 特別区都市計画交付金)

## 都と特別区の分担関係と財源

地方自治法第281条の2第1項(都の事務)

第2条第5項において都道府県が処理するものとされている事務

## 都の都道府県事務

地方自治法第2条第5項(都道府県の事務) 広域にわたるもの

その規模又は性質において一般の市町 村が処理することが適当でないと認められ るもの

## 都の大都市事務

第2条第3項本文において市 町村が処理するものとされて いる事務のうち、人口が高度 に集中する大都市地域におけ る行政の一体性及び統一性 の確保の観点から当該区域を 通じて都が一体的に処理する ことが必要であると認められる 事務 地方自治法第 281 条の 2 第 2 項 (特別区の事務)

特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務

## 特別区の事務

地方自治法第2条第3項(市町村の事務) 本文

都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、 普通地方公共団体の事務を処理する

地方自治法第2条第3項(市町村の事務) ただし書き

ただし、第 5 項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる

## 市町村財源で対応 (区税等

- + 特別区財政調整交付金
  - + 特別区都市計画交付金)

#### (都と特別区の役割分担の原則)

特別区は身近な行政を都に優先して行う 都の「市町村事務」は限定される 法令に根拠のない事務の分担について は、都区の協議によって決まる

#### (都と特別区の財源配分の原則)

特別区がひとしくその行うべき事務を遂 行することができるように調整税の一定 割合を配分する

都に留保される事務の財源を都に留保する

配分割合については、都と特別区の「市 町村事務」の分担割合に応じて、都区の 協議に基づいて定める